

平成二十八年厚生労働省令第七十九号

(資産の評価)

社会福祉法人会計基準
社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十四条第一項及び第三項の規定に基づき、社会福祉法人会計基準を次のように定める。

目次

- 第一章 総則(第一条―第二条の三)
- 第二章 会計帳簿(第三条―第六条)
- 第三章 計算関係書類
- 第一節 総則(第七条―第十二条)
- 第二節 資金収支計算書(第十二条―第十八条)
- 第三節 事業活動計算書(第十九条―第二十四条)
- 第四節 貸借対照表(第二十五条―第二十八条)
- 第五節 計算書類の注記(第二十九条)
- 第六節 附属明細書(第三十条)

- 第四章 財産目録(第三十一条―第三十四条)
- 附則

第一章 総則

(社会福祉法人会計の基準)

社会福祉法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類

(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)、その附属明細書及び財産目録を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、この省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない。

3 この省令の規定は、社会福祉法人が行う全ての事業に関する会計に適用する。

(会計原則)

第二条 社会福祉法人は、次に掲げる原則に従つて、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書(以下「計算関係書類」という。)並びに財産目録を作成しなければならない。

一 計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する

と。
二 真実な内容を明瞭に表示すること。

三 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続し

て適用し、みだりにこれを変更しないこと。

四 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。(総額表示)

第二条の二 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、原則として総額をもつて表示しなければならない。

(金額の表示の単位)

第二条の三 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもつて表示するものとする。

第二章 会計帳簿

(会計帳簿の作成)

第三条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第四十五条の二十四第一項の規定により社会福祉法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他の会計帳簿の作成する事項については、この章の定めるところによる。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

第四条 資産については、次項から第六項までの場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。ただし、受贈又は交換によって取得した資産については、その取得時における公正な評価額を付すものとする。

2 有形固定資産及び無形固定資産については、会計年度の末日(会計年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条及び次条第二項において同じ。)において、相当の償却をしなければならない。

3 会計年度の末日ににおける時価がその時の取得原価より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならぬ。ただし、使用価値を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であつて、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付することができる。

4 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、徵收不能のおそれがあるときは、会計年度の末日においてその時に徵收することができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5 満期保有目的の債券(満期まで所有する意図をもつて保有する債券をいう。第二十九条第一項第十一号において同じ。)以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度の末日においてその時の時価を付さなければならない。

6 棚卸資産については、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付さなければならない。

(負債の評価)

第五条 負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2 次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。

一 賞与引当金
二 退職給付引当金
三 役員退職慰労引当金

(純資産)

第六条 基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たつて財源として受け入れた寄附金の額を計上するものとする。

2 国庫補助金等特別積立金には、社会福祉法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等(第二十二条第四項において「国庫補助金等」という。)の額を計上するものとする。

3 その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。

第三章 計算関係書類

第一節 総則

(成立日の貸借対照表)

第七条 法第四十五条の二十七第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、社会福祉法人の成立の日における会計帳簿に基づき作成される次条第一項第一号イからニまでに掲げるものとする。

1 事業区分(法第二条第一項に規定する社会福祉事業又は法第二十六条第一項に規定する公益事業若しくは収益事業の区分をいう。以下同じ。)が法第二条第一項に規定する社会福祉事業のみである場合 次条第一項第一号ロ

二 拠点区分（社会福祉法人がその行う事業の会計管理の実態を勘案して設ける区分をいう。以下同じ。）の数が一である場合 次条第一項第一号口、ハ及びニ
三 事業区分において拠点区分の数が一である場合 次条第一項第一号ハ
（各会計年度に係る計算書類）
第七条の二 法第四十五条の二十七第二項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。
一 次に掲げる貸借対照表
イ 法人単位貸借対照表
ハ 貸借対照表内訳表
ニ 事業区分貸借対照表内訳表
二 次に掲げる収支計算書
イ 次に掲げる資金收支計算書
ハ 法人単位資金收支計算書
ニ 事業区分資金收支計算書
三 事業区分資金收支内訳表
四 次に掲げる事業活動計算書
五 法人単位事業活動計算書
六 事業活動内訳表
七 事業区分事業活動内訳表
八 事業区分事業活動計算書
九 次に掲げる社会福祉法人の活動による収支
一 事業活動による収支
二 施設整備等による収支
三 その他の活動による収支
（資金收支計算書の構成）
第十一条 前条第一号に掲げる収支には、経常的な事業活動による収入（受取利息配当金收入を含む。）及び支出（支払利息支出を含む。）を記載し、同号に掲げる収支の収入から支出を控除した額を事業活動資金收支差額として記載するものとする。
一二 事業区分が法第二条第一項に規定する社会福祉事業のみである場合 前項第一号口並びに第二号イ（2）及びロ（2）
二 拠点区分の数が一である場合 前項第一号口及びハ並びに第二号イ（2）及び（3）並びにロ（2）及び（3）
三 事業区分において拠点区分の数が一である場合 前項第一号ハ並びに第二号イ（3）及びロ（3）
四 次に掲げる収支には、長期運営資金の借入及び返済、積立資産の積立て及び取崩し、投資有価証券の購入及び売却等資金の運用に係る収入（受取利息配当金收入を除く。）及び支出（支払利息支出を除く。）並びに同条第一号及び第二号に掲げる収支の収入から支出を記載し、同条第三号に掲げる収支の収入から支出を控除した額をその他の活動資金收支差額として記載するものとする。
五 法人単位資金收支計算書及び拠点区分資金收支計算書には、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。
六 前項の場合において、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目については、その理由を備考欄に記載するものとする。
（資金收支計算書の種類及び様式）
第十二条 法人単位資金收支計算書は、法人全体について表示するものとする。
二 拠点区分及び事業区分資金收支内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。
三 拠点区分資金收支計算書は、拠点区分別の情報を表示するものとする。
四 第一項から前項までの様式は、第一号第一様式から第四様式までのとおりとする。
（資金收支計算書の勘定科目）
第十三条 資金收支計算書に記載する勘定科目は、別表第一のとおりとする。
（事業活動計算書の内容）
第十四条 資金收支計算書は、当該会計年度における全ての純資産の増減の内容を明瞭に表示するものでなければならない。
（資金收支計算書の範囲）
第十五条 支払資金は、流動資産及び流動負債（経常的な取引以外の取引によって生じた債権又は債務のうち貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に入金又は支払の期限が到来するものとし

て固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産又は流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）とし、支払資金残高は、当該流動資産と流動負債との差額とする。

（資金收支計算の方法）

第十六条 資金收支計算は、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行うものとする。

（資金收支計算書の区分）

第十七条 資金收支計算書は、次に掲げる収支に区分するものとする。

（事業活動による収支）

（施設整備等による収支）

（その他の活動による収支）

（資金收支計算書の構成）

第十八条 前条第一号に掲げる収支には、経常的な事業活動による収入（受取利息配当金收入を含む。）及び支出（支払利息支出を含む。）を記載し、同号に掲げる収支の収入から支出を控除した額を事業活動資金收支差額として記載するものとする。

第十九条 事業活動計算書は、当該会計年度における全ての純資産の増減の内容を明瞭に表示するものでなければならない。

（事業活動計算書の内容）

第二十条 事業活動計算書は、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行うものとする。

二 事業活動計算を行って当たつては、事業区分、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分

に共通する収益及び費用を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。

(事業活動計算書の区分)

第二十一条 事業活動計算書は、次に掲げる部に区分するものとする。

(貸借対照表の勘定科目)

一 サービス活動増減の部

二 サービス活動外増減の部

三 特別増減の部

四 繰越活動増減差額の部

(事業活動計算書の構成)

第二十二条 前条第一号に掲げる部には、サービス活動による収益及び費用を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載するものとする。この場合において、サービス活動による費用には、減価償却費等の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。

2 前条第二号に掲げる部には、受取利息配当金収益、支払利息、有価証券売却益、有価証券売却損その他サービス活動以外の原因による収益及び費用であつて経常的に発生するものを記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動外増減差額として記載するものとす。

3 事業活動計算書には、第一項のサービス活動増減差額に前項のサービス活動外増減差額を加算した額を経常増減差額として記載するものとする。

4 前条第三号に掲げる部には、第六条第一項の寄附金及び国庫補助金等の収益、基本金の組入額、国庫補助金等特別積立金の積立額、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益(金額が僅少なものを除く。)を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載するものとする。この場合において、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損又は処分損を記載する場合には、特別費用の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。

5 事業活動計算書には、第三項の経常増減差額に前項の特別増減差額に記載するものとする。

6 前条第四号に掲げる部には、前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額を記載し、前項の当期活動増減差額にこれらの額を加減した額を次期繰越活動増減差額として記載するものとする。

(事業活動計算書の種類及び様式)

第二十三条 法人単位事業活動計算書は、法人全体について表示するものとする。

2 事業活動内訳表及び事業区分事業活動内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。

3 抱点区分事業活動計算書は、抱点区分別の情報を表示するものとする。

4 第一項から前項までの様式は、第二号第一様式から第四様式までのとおりとする。

(事業活動計算書の勘定科目)

第二十四条 事業活動計算書に記載する勘定科目は、別表第二のとおりとする。

第四節 貸借対照表

(貸借対照表の内容)

第二十五条 貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものでなければならない。

(貸借対照表の区分)

第二十六条 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。

2 純資産の部は、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。

(貸借対照表の種類及び様式)

第二十七条 法人単位貸借対照表は、法人全体について表示するものとする。

2 貸借対照表内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。

第二十九条 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 会計年度の末日において、社会福祉法人が将来にわたって事業を継続するとの前提(以下この号において「継続事業の前提」という。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続事業の前提に関する事項

二 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針

三 重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

四 法人で採用する退職給付制度

五 法人が作成する計算書類並びに抱点区分及びサービス区分

六 基本財産の増減の内容及び金額

七 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行つた場合には、その旨、その理由及び金額

八 担保に供している資産に関する事項

九 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

十 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

十一 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

十二 関連当事者との取引の内容に関する事項

十三 重要な後発債務

十四 重要な偶発債務

十五 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

十六 その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

2 前項第十二号に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一 当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者

二 前号に掲げる者の近親者

三 前二号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人

四 支配法人(当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。第六号において同じ。)

五 被支配法人(当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。)

六 当該社会福祉法人と同一の支配法人をもつ法人

前項第四号及び第五号に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している」とは、評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超えることをいう。

一 の法人の役員(理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。)又は評議員

二 一の法人の職員

計算書類には、抱点区分ごとに第一項第一号から第十一号まで、第十四号及び第十六号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、抱点区分の数が一の社会福祉法人については、抱点

第六節 附属明細書

(附屬明細書)
第三十条 法第四十五条の二十七第二項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。この場合において、第一号から第七号までに掲げる附属明細書にあっては法人全体について、第八号から第十九号までに掲げる附属明細書にあっては拠点区分ごとに作成するものとする。

一 借入金明細書
二 寄附金明細書
三 補助金事業等収益明細書
四 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
五 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金） 残高明細書
六 基本金明細書
七 国庫補助金等特別積立金明細書
八 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書
九 引当金明細書
十 拠点区分資金収支明細書
十一 拠点区分事業活動明細書
十二 積立金・積立資産明細書
十三 サービス区分間繰入金明細書
十四 サービス区分間貸付金（借入金） 残高明細書
十五 就労支援事業別事業活動明細書
十六 就労支援事業製原価明細書
十七 就労支援事業販管費明細書
十八 就労支援事業明細書
十九 授産事業費用明細書

2 附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。
3 社会福祉法人は、第一項の規定にかかるわらず、厚生労働省社会・援護局長（次項及び第三十四条において「社会・援護局長」という。）が定めるところにより、同項各号に掲げる附属明細書の作成を省略することができる。
4 第一項各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。

第四章 財産目録

（財産目録の内容）
第三十一条 法第四十五条の三十四第一項第一号の財産目録は、当該会計年度末現在（社会福祉法人の成立の日における財産目録は、当該社会福祉法人の成立の日）における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。

（財産目録の区分） 第三十二条 財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部とに区分して純資産の額を表示するものとする。

（財産目録の金額）
第三十三条 財産目録の金額は、貸借対照表に記載した金額と同一とする。

（財産目録の種類及び様式）
第三十四条 貢産目録は、法人全体について表示するものとし、その様式は、社会・援護局長が定める。

附 則

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る計算書類等の作成について適用し、平成二十七年度以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成二八年一月一一日厚生労働省令第一六八号）抄

（施行期日） この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日以後に開始する会計年度に係る計算関係書類（同省令第二条に規定する計算関係書類をいう。）及び財産目録（同条に規定する財産目録をいう。）の作成について適用し、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日までの間に開始する会計年度に係る計算書類等（第四条の規定による改正前の社会福祉法人会計基準第二条に規定する計算書類等をいう。）の作成については、第四条の規定による改正前の社会福祉法人会計基準の規定を適用する。

第二条 第四条の規定による改正後の社会福祉法人会計基準の規定は、平成二十九年四月一日以後に開始する会計年度に係る計算関係書類（同省令第二条に規定する計算関係書類をいう。）及び財産目録（同条に規定する財産目録をいう。）の作成について適用し、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日までの間に開始する会計年度に係る計算書類等（第四条の規定による改正前の社会福祉法人会計基準第二条に規定する計算書類等をいう。）の作成については、第四条の規定による改正前の社会福祉法人会計基準の規定を適用する。

附 則（平成三十一年三月二〇日厚生労働省令第一五号）

（施行期日） この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、目次並びに第三十条第三項及び第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置） この省令による改正後の社会福祉法人会計基準（以下この項において「新会計基準」という。）の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する会計年度に係る計算関係書類（新会計基準第二条に規定する計算関係書類をいう。以下この項において同じ。）及び財産目録（同条に規定する財産目録をいう。以下この項において同じ。）の作成について適用し、平成三十一年四月一日から平成三十一年三月三十日までの間に開始する会計年度に係る計算関係書類及び財産目録の作成については、なお従前の例によることができる。

2 この省令による改正後の社会福祉法人会計基準（以下この項において「新会計基準」という。）の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する会計年度に係る計算関係書類（新会計基準第二条に規定する計算関係書類をいう。以下この項において同じ。）及び財産目録（同条に規定する財産目録をいう。以下この項において同じ。）の作成について適用し、平成三十一年四月一日から平成三十一年三月三十日までの間に開始する会計年度に係る計算関係書類及び財産目録の作成については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。

第一 条（経過措置）

（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。

第二 条（経過措置）

（施行期日） この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和二年九月一一日厚生労働省令第一五七号）

（施行期日） この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

（施行期日） この省令による改正後の社会福祉法人会計基準（以下この項において「新会計基準」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する会計年度に係る計算関係書類（新会計基準第二条に規定する計算関係書類をいう。以下この項において同じ。）の作成について適用し、同日前に開始する会計年度に係る計算関係書類の作成については、なお従前の例による。

附 則（令和三年一一月一二日厚生労働省令第一七六号）

（施行期日） この省令は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

別表第一 資金収支計算書勘定科目（第十八条関係）

収入の部

収入	老人福祉事業措置事業収入	事務費収入
就労支援事業(何)事業収入	運営事業収入	事業費収入
その他の事業収入	その他の事業収入	その他の利用料収入
私的契約利用料収入	私的契約利用料収入	私的契約利用料収入
利用者等利用料収入	その他の事業収入	その他の事業収入
委託費収入	施設型給付費収入	施設型給付費収入
特例地域型保育給付費収入	特例施設型給付費収入	特例施設型給付費収入
地域型保育給付費収入	利用者負担金収入	利用者負担金収入
利用者等利用料収入	利 用 者 負 担 金 収 入	利 用 者 負 担 金 収 入
その他の利用料収入	特例地域型保育給付費収入	特例地域型保育給付費収入
その他の事業収入	受託事業収入(公費)	受託事業収入(公費)
受託事業収入(公費)	受託事業収入(公費)	受託事業収入(公費)
補助金事業収入(一般)	受託事業収入(一般)	受託事業収入(一般)
受託事業収入(一般)	その他の事業収入	その他の事業収入

障害福祉サー ビス等事業収	自立支援給付費収入	介護給付費収入
医療事業収入		
受託検査・施設利用収入		
訪問看護療養費収入(公費)		
保健予防活動収入		
外来診療収入(公費)	入院診療収入(公費) 外来診療収入(一般)	入院診療収入(公費) 室料差額収入
医療事業収入	生活保護事業措置費収入 (保険等査定減)	授産事業収入 利用者負担金収入 その他の事業収入
収入	特定費用収入 (何)事業収入 事務費収入	事業費収入 補助金事業収入(公費) 受託事業収入(一般)
	利用者負担金収入 補助金事業収入(公費) 受託事業収入(一般)	補助金事業収入(一般) 受託事業収入(一般)
	障害児施設給付費収入	障害児相談支援給付費収入 特例障害児相談支援給付費収入
		特例障害児通所給付費収入 障害児通所給付費収入
		特例介護給付費収入 訓練等給付費収入
		特例計画相談支援給付費収入 特例訓練等給付費収入
		地域相談支援給付費収入 特例地域相談支援給付費収入

		施設整備等による支出			
		大区分	中区分	中区分	小区分
		設備資金借入金元金償還支出	社会福祉連携推進業務設備資金借入金元金償還支出	土地取得支出	
		固定資産取得支出	固定資産除却・廃棄支出	建物取得支出	
		その他の施設整備等による支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	車輌運搬具取得支出	
		その他の活動による支出	(何) 取得支出	器具及び備品取得支出	
		大区分	中区分	中区分	小区分
サービス活動による収益		長期運営資金借入金元金償還支出	長期運営資金借入金元金償還支出	長期預り金積立資産支出	
介護保険事業施設介護料収益		役員等長期借入金元金償還支出	社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金元金償還支出	退職給付引当資産支出	
サービス活動による増減による収益		長期貸付金支出	長期貸付金支出	長期預り金積立資産支出	
大区分		社会福祉連携推進業務長期貸付金支出	社会福祉連携推進業務長期貸付金支出	退職給付引当資産支出	
中区分		投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出	退職給付引当資産支出	
サービス活動による増減による収益		積立資産支出	積立資産支出	退職給付引当資産支出	
介護保険事業施設介護料収益		事業区分間長期貸付金支出	事業区分間長期貸付金支出	退職給付引当資産支出	
サービス活動による増減による収益		拠点区分間長期貸付金支出	拠点区分間長期貸付金支出	退職給付引当資産支出	
介護保険事業施設介護料収益		事業区分間長期借入金返済支出	事業区分間長期借入金返済支出	退職給付引当資産支出	
サービス活動による増減による収益		拠点区分間長期借入金返済支出	拠点区分間長期借入金返済支出	退職給付引当資産支出	
介護保険事業施設介護料収益		その他の活動による支出	その他の活動による支出	退職給付引当資産支出	
サービス活動による増減による収益		(何) 支出	(何) 支出	退職給付引当資産支出	
介護報酬収益		退職共済預り金返還支出	退職共済預り金返還支出	退職給付引当資産支出	
利用者負担金収益(公費)		退職共済事業管理資産支出	退職共済事業管理資産支出	退職給付引当資産支出	
利用者負担金収益(一般)					
居宅介護料収益					

別表第三 貸借対照表勘定科目（第二十八条関係）

第一号第一様式(第十七条第四項関係)

(自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日

		勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	(備考)	
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入 老人福祉事業収入 児童福祉事業収入 保育事業収入 就労支援事業収入 障害福祉サービス等事業収入 生活保護事業収入 医療事業収入 退職共済事業収入 (内)事業収入 借入金利息償還金収入 賃貸収益等収入 受取利息相当収入 社会福祉推進業務貸付金受取利息収入 その他の収入 活動費評議金等による資金増加額					
		事業活動収入計(1)					
	支出	人件費支出 事業費支出 事務費支出 就労支援事業支出 障害者生活費支出 退職共済事業支出 (内)支出 利用者負担額減額 支払利息支出 社会福祉推進業務借入金支払利息支出 その他の支出 活動費評議金等による資金減少額					
		事業活動収支差額(2)=(1)-(2)					
	収入	施設整備等借入金収入 施設整備等割賦金収入 設備資金借入金収入 設備資金借入金元金償還支出 固定資産購入料 その他の施設整備等による収入					
		施設整備等収入計(4)					
	支出	設備資金借入金元金償還支出 社会福祉推進業務借入金元金償還支出 固定資産購入料 施設整備等による支出					
		施設整備等支出計(5)					
	収入	長期運営資金借入金元金償還利子附金収入 長期運営資金借入金収入 役員等長期借入金収入 社会福祉推進業務長期運営資金借入金元金償還収入 長期貸付金支払 投資有価証券取得収入 積立資産取崩収入 その他の活動による収入					
		長期運営資金借入金元金償還利子附金収入計(7)					
施設整備等による収支	支出	人件費支出 事業費支出 事務費支出 就労支援事業支出 障害者生活費支出 退職共済事業支出 (内)支出 利用者負担額減額 支払利息支出 社会福祉推進業務長期貸付金回収収入 投資有価証券取得支出 積立資産支出 その他の活動による支出					
		その他の活動支出計(8)					
	収入	予備費支出(10) △××	—	××			
		当期末金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)					
	支出	前期末支払資金残高(12)					
		当期末支払資金残高(11)+(12)					

(注)△は備費支出△××は(6)支出に充当使用した額である。

※ 本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第一号第二様式(第十七条第四項関係)

(自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日

		勘定科目	社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	(単位：円)
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入 老人福祉事業収入 児童福祉事業収入 保育事業収入 就労支援事業収入 障害福祉サービス等事業収入 生活保護事業収入 医療事業収入 退職共済事業収入 (内)事業収入 借入金利息償還金収入 賃貸収益等収入 受取利息相当収入 社会福祉推進業務貸付金受取利息収入 その他の収入 活動費評議金等による資金増加額					
		事業活動収入計(1)					
	支出	人件費支出 事業費支出 事務費支出 就労支援事業支出 障害者生活費支出 退職共済事業支出 (内)支出 利用者負担額減額 支払利息支出 社会福祉推進業務借入金支払利息支出 その他の支出 活動費評議金等による資金減少額					
		事業活動収支差額(2)=(1)-(2)					
	収入	施設整備等借入金収入 施設整備等割賦金収入 設備資金借入金収入 設備資金借入金元金償還支出 固定資産購入料 その他の施設整備等による収入					
		施設整備等収入計(4)					
	支出	設備資金借入金元金償還支出 社会福祉推進業務借入金元金償還支出 固定資産購入料 施設整備等による支出					
		施設整備等支出計(5)					
	収入	長期運営資金借入金元金償還利子附金収入 長期運営資金借入金収入 役員等長期借入金収入 社会福祉推進業務長期運営資金借入金元金償還収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券取得収入 積立資産取崩収入 その他の活動による収入					
		長期運営資金借入金元金償還利子附金収入計(7)					
施設整備等による収支	支出	人件費支出 事業費支出 事務費支出 就労支援事業支出 障害者生活費支出 退職共済事業支出 (内)支出 利用者負担額減額 支払利息支出 社会福祉推進業務長期貸付金回収収入 投資有価証券取得支出 積立資産支出 その他の活動による支出					
		その他の活動支出計(8)					
	収入	当期末支払資金残高(11)					
	支出	当期末支払資金残高(11)+(12)					

※ 本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第一号第三様式(第十七条第四項関係)		(何)事業区分 資金収支内訳表			
		(自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日			
		(単位:円)			
勘定科目	(何)拠点	(何)拠点	(何)拠点	合計	内部取引消去
収入	方護保険事業収入 老人福祉事業収入 児童福祉事業収入 料金収入 就労支援事業収入 障害福祉サービス等事業収入 生活介護事業収入 障害者施設収入 退職金事業収入 医療保険事業収入 (何)事業収入 (何)事業収入 個人利子補助金収入 経常賃貸借料金収入 社会福祉事業収入 社会福祉施設運営事業借入金受取利息收入 その他の収入 運動部会員料金等による資金増加額				
	事業活動による収入	事業活動収入計(1)			
支出	人件費支出 事業費支出 設備費支出 就労支援事業支出 障害福祉支出 退職金事業支出 (何)支出 利用者負担軽減額 支給金支出 社会福祉施設運営事業借入金支払利息支出 その他の支出 運動部会員料金等による資金減少額				
	事業活動による支出	事業活動支出計(2)			
収入	事務費資金収支差額(3)=(1)-(2)				
支出	施設整備等補助金収入 施設整備等補助金支入 政庫寄附金収入 社会福祉施設運営事業設備資金借入金収入 その他の政庫整備等による収入 施設整備等収入計(4)				
	施設整備等による収入				
収入	長期賃貸借料金借入金元金償還時金収入 長期賃貸借料金借入人 役員長期貸借料金借入人 社会福祉施設運営事業長期賃貸借入金元金償還支出 固定資本取得支出 固定資本償却支出 社会福祉施設運営事業長期貸付金回収収入 預立金定期預り収入 預立金定期預り支出 事業区分定期預付金収入 預立金区分定期預付金支入 事業区分定期預付金回収収入 預立金区分定期預付金回収支入 事業区分定期預り収入 その他の活動による収入 施設整備等収入計(5)				
支出	長期賃貸借料金借入金元金償還時金支出 役員長期貸借料金元金償還支出 社会福祉施設運営事業長期賃貸借入金元金償還支出 固定資本取得支出 固定資本償却支出 社会福祉施設運営事業長期貸付金支出 投資有価証券取扱支出 機械器具取扱支出 事業区分定期預付金支出 預立金区分定期預付金支出 事業区分定期預付金回収支出 預立金区分定期預付金回収支入 事業区分定期預り支出 その他の活動による支出 その他の活動支出計(6)				
	長期賃貸借料金借入金元金償還時金支出				
	その他の活動資金収支差額(7)=(7)-(8)				
	当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(7)				
	当期末未払資金残高(11)				
	当期末未払資金残高(11)-(10)				

※ 本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要なないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第一号第四様式(第十七条第四項関係)		(何)拠点区分 資金収支計算書			
		(自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日			
		(単位:円)			
勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
収入	介護保険事業収入 施設介護料収入 介護報酬収入 利用者負担金収入(公費) 利用者負担金収入(一般) 居宅介護料収入 (介護報酬収入) 介護報酬収入 介護予防報酬収入 (利用者負担金収入) 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般) 地域介護型介護料収入 (介護報酬収入) 介護報酬収入 (利用者負担金収入) 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般) 居宅介護支拂介護料収入 居宅介護費後介護料収入 介護予防・日常生活支援総合事業収入 事業費収入(公費) 事業費収入(一般) 事業費収入(特定) 居宅費収入(公費) 居宅費収入(一般) 居宅費収入(特定) 介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入 その他利用料収入 その他の事業収入 被扶養金事業収入(公費) 被扶養金事業収入(一般) 市町村特待事業収入(公費) 市町村特待事業収入(一般) 受託事業収入(公費) 受託事業収入(一般) その他事業収入 (保険等査定料) 老人福利事業収入 措置事業収入 事業費収入 運営費収入 その他の利用料収入 被扶養金事業収入(公費) 被扶養金事業収入(一般) その他の事業収入 運営費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入				
支出					

児童福祉事業収入			
指揮費収入			
事務費収入			
事業費収入			
私的契約利用料収入			
その他収入			
総助金事業収入(公費)			
補助金事業収入(一般)			
受託事業収入(公費)			
受託事業収入(一般)			
その他の事業収入			
保育料収入			
施設型給付費収入			
施設型給付費収入			
利用者負担金収入			
特例施設型給付費収入			
特例施設型給付費収入			
利用者負担金収入			
地盤型保育料付費収入			
地域型保育料付費収入			
利用者負担金収入			
特例地盤型保育料付費収入			
特例地盤型保育料付費収入			
利用者負担金収入			
委託費収入			
利用者等利用料収入			
利用者等利用料収入(公費)			
利用者等利用料収入(一般)			
その他の利用料収入			
私的契約利用料収入			
その他の事業収入			
総助金事業収入(公費)			
補助金事業収入(一般)			
受託事業収入(公費)			
受託事業収入(一般)			
その他の事業収入			
就労支援事業収入			
人材派遣収入			
障害福祉サービス等事業収入			
介護給付費収入			
自立支援給付費収入			
特例介護給付費収入			
特例介護給付費収入			
特例面接等支援給付費収入			
地域相談支援給付費収入			
特例地域相談支援給付費収入			
計画相談支援給付費収入			
特例相談支援給付費収入			
障害児通所支援給付費収入			
障害児通所支援給付費収入			
障害児通所支援給付費収入			
利用者負担金収入			
補助給付費収入			
特定障害者特別給付費収入			
特例特定障害者特別給付費収入			
特例特定障害者特別給付費収入			
特定費用収入			
その他の事業収入			
総助金事業収入(公費)			
補助金事業収入(一般)			
受託事業収入(公費)			
受託事業収入(一般)			
その他の事業収入			
(保健等査定課)			
生活保護事業収入			
措置費収入			
事務費収入			
授産事業収入			
(何)事業収入			

利用者負担金収入			
その他の事業収入			
総助金事業収入(公費)			
補助金事業収入(一般)			
受託事業収入(公費)			
受託事業収入(一般)			
その他の事業収入			
医療事業収入			
診察料収入(公費)			
入院診療料収入(一般)			
室料差額料収入			
外来診療料収入(公費)			
外來診療料収入(一般)			
保育料収入			
検査料収入			
施設利用料収入			
訪問看護料収入(公費)			
訪問看護料収入(一般)			
訪問看護料収入			
訪問看護料本体利用料収入			
訪問看護料その他利用料収入			
その他の医療事業収入			
総助金事業収入(公費)			
補助金事業収入(一般)			
受託事業収入(公費)			
受託事業収入(一般)			
その他の医療事業収入			
(保育等査定課)			
退職慰労料収入			
事務費収入			
(何)事業収入			
(何)事業収入			
その他の事業収入			
(何)事業収入			
(何)事業収入			
借入金利息補助金収入			
经常消費寄附金収入			
受取利息当座収入			
社会福祉連携推進奨励金受取利息収入			
その他の収入			
受用研修費収入			
利用料等外食費収入			
旅費収入			
流動資産評価益等による資金増加額			
有価証券売却益			
有価証券償償益			
為替差益			
事業活動収入計(1)			
支出	人件費支出		
	役員報酬支出		
	役員退職慰労金支出		
	職員給料支出		
	職員手当支出		
	非常勤職員給料支出		
	派遣職員費支出		
	退職給付支出		
	法務顧問料支出		
	事務費支出		
	給食費支出		
	介護用品費支出		
	医療品費支出		
	医療機器・療養用材料費支出		
	保険料支出		
	被服費支出		
	教養娯楽費支出		
	日用品費支出		
	保育料支出		
	個人支給金支出		

	水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保險料支出 販賣料支出 飲食料支出 旅館支度費支出 樂器費支出 車輛費支出 保管費返還支出 (寄付)支出 事務費支出 福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費及交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水電光熱費支出 體育用品 修繕費支出 通信運輸費支出 會議費支出 旅費支出 手數料支出 保險料支出 貨物料支出 土地・建物賃借料支出 機器料支出 保管料支出 涉外費支出 諸会費支出 (何)費支出 旅費 就労支援事業支出 就労支援事業販売原価支出 就労支援事業製造原価支出 就労支援事業仕入支出 就労支援事業販賣費支出 授業料支出 (何)事業支出 退職金(済事業)支出 事業費支出 (何)支出 利用料負担額減額 支払利息支出 社会福祉連携推進義務借入金支払利息支出 その他支払利息支出 利潤者等外給食費支出 旅費支出 流動資産評価損等による資金減少額 有価証券売却損 貸倒損失 有価証券評価損 (何)評価損 為替差損 貨物損失額 微小不動額			
事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)				
施設整備等の取扱い				
受入	施設整備等補助金収入 施設整備等償還金収入 施設整備等償還金返却収入 施設整備等賃附金収入 施設整備等賃附金返却収入 施設整備等借入金元本償還寄附金収入 施設整備等借入金元本償還寄附金返却収入 施設整備等賃附金元本償還寄附金収入 施設整備等賃附金元本償還寄附金返却収入 施設整備等賃附金元本償還寄附金収入 施設整備等賃附金元本償還寄附金返却収入 (何)売却収入			

にかかる 支 出	その他の施設整備等による収入 (何)収入	施設整備等収入計(4)		
支出	設備資金借入金元本償還支出 社会福祉連携推進義務資金借入金元本償還支出 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 構築物及具備品取得支出 器具及び備品取得支出 (何)取得支出 固定資産除却・廃棄支出 その他の施設整備等による支出 (何)支出	施設整備等の取扱い		
施設整備等費用支額(5) = (4) - (5)				
施設整備等賃貸収支差額(6) = (4) - (5)				
受入	長期借入資金借入金元本償還支出 長期借入金元本償還支出 社会福祉連携推進義務長期借入金元本償還支出 長期借入金回収収入 投資利子回収収入 積立金利子回収収入 積立金利子回収 退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 (何)積立資産取崩収入 積立金利子回収 積立金利子回収 事業区分間長期貸付金回収収入 積立金利子回収 事業区分間長期貸付金回収 その他の活動による収入 退職共済積立金収入 退職共済事業管理資産取崩収入 (何)収入	長期借入資金借入金元本償還支出 長期借入金元本償還支出 社会福祉連携推進義務長期借入金元本償還支出 長期預り金積立資産取崩収入 投資利子回収収入 積立金利子回収 積立金利子回収 退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 (何)積立資産取崩 積立金利子回収 事業区分間長期貸付金支出し 積立金利子回収 事業区分間長期借入金返済支出 積立金利子回収 積立金利子回収 積立金利子回収 その他の活動による支出 退職共済積立金返済支出 退職共済事業管理資産支出 (何)支出	その他の活動収入計(7)	
支出	長期借入資金借入金元本償還支出 役員等長期借入金元本償還支出 社会福祉連携推進義務長期借入金元本償還支出 長期預り金積立資産取崩収入 投資利子回収 積立金利子回収 退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 (何)積立資産支出 事業区分間長期貸付金支出し 積立金利子回収 事業区分間長期借入金返済支出 積立金利子回収 積立金利子回収 積立金利子回収 その他の活動による支出 退職共済積立金返済支出 退職共済事業管理資産支出 (何)支出	その他の活動支出計(8)		
その他の活動資金収支差額(9) = (7) - (8)				
	予備費支出(10)	△×××	—	×××
当期資金収支差額合計(11) = (3) + (6) + (9) - (10)				
前期末未支払資金残高(12)				
当期末未支払資金残高(11) + (12)				

(注) 予備費支出△×××は(10)支出に充当使用した額である。
 ※ 本様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要なもの勘定科目は省略できるものとする。
 ※ 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理ができるものとする。

第一号第二様式（第二十三条第四項関係）

第二号第一様式(第二十三条第四項関係)

法人単位事業活動計算書
(自)令和 年月 日 (合)令和 年月 日

(単位)円

施設料目		年度別決算(A)	前年度決算(B)	開帳(A)-(B)
介護休業事業収益				
老人福祉事業費				
児童福祉事業費				
保育事業費				
就労支援事業費				
障害者就労支援事業費				
生活介護事業費				
医療事業費				
医療機器事業費				
(1)事業費				
(2)収益				
経常費用の金銭収益				
その他の収益				
サービス活動収益計(1)				
人件費				
賞与費				
事務費				
被扶助者授業費用				
被扶助者生活費				
被扶助者経済事業費用				
(1)費用				
被扶助者給付金額減額				
減価償却費				
国庫補助金等特別積立金取崩額				
貸付金回収額				
貸倒損失当落差額				
微収不能額				
被扶助者預り金繰入				
その他の費用				
サービス活動費用計(2)				
サービス活動賃借料(3)=(1)-(2)				
個人用賃借料				
受取利息及当落益				
社会福祉基盤推進事業賃貸料金受取利息収益				
有価証券売却損				
基本定期預金益				
投資定期預金益				
投資定期預金売却益				
積立定期預金益				
その他のサービス活動預金益				
サービス活動外収益計(4)				
支払利息				
社会福祉基盤推進事業賃借人金支払利息				
有価証券買入損				
有価証券売却損				
基本定期預金損				
投資定期預金損				
投資定期預金売却損				
積立定期預金損				
その他のサービス活動外費用				
サービス活動外費用計(5)				
サービス活動用賃借料(6)=(4)-(5)				
サービス活動外収益計(7)=(3)+(6)				
施設設備運営費				
施設設備常勤費				
長期預金資金借入金金利償還寄附金収益				
固定資産修理費				
その他の特別収益				
特別収益計(8)				
基本定期預金				
資本準備金				
贈与準備金				
国庫補助金等特別積立金取崩額(税込)				
国庫補助金等特別積立金積立額(税込)				
被扶助者火災保険料				
その他の積立金取崩額(15)				
その他の積立金積立額(16)				
次期積立金取崩額(17)=(15)+(14)+(15)-(16)				
特別負担計(9)				
年間積立金計(10)=(8)-(9)				
年間積立金計(11)=(10)-(12)				
前掛積立金計(12)				
備付積立金計(13)				
当期積立金活動増減額(13)-(11)=(12)				
基本金取崩額(14)				
その他の積立金取崩額(15)				
その他の積立金積立額(16)				
次期積立金活動増減額(17)=(13)-(14)+(15)-(16)				

* 本形式は、開帳料目の大部分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はで

※ 本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要なないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第二号第二様式(第二十三条第四項関係)

事業活動内訳表										
(自)令和 年 月 (至)令和 年 月 日		会社福祉事業		公益事業		収益事業				
施設・設備						合計				
						内部取引消去				
法人計上										
支那保険事業外収益										
法人福利事業外収益										
医療福祉事業外収益										
育児支援事業外収益										
扶助支援事業外収益										
障害福祉サービス等事業収益										
扶助事業外収益										
医療事業外収益										
扶助共済事業外収益										
(医療事業外収益)										
経常経営寄附金収益										
手のひきの収益										
サービス活動収益計(1)										
人件費										
事業費										
運営費										
貯蓄支援事業費用										
授産事業費用										
通所事業費用										
(内)費用										
利用者負担割合減額										
医療補助金各特例積立金取崩額		△×××		△×××		△×××				
貸倒れ損失額										
貸倒れ引当金織入										
機収不引当金織入										
手のひきの費用										
サービス活動費用計(2)										
サービス活動外取引額(3)=(1)-(2)										
借入金利息取崩金収益										
借入金利息取崩外収益										
社会保険料取崩外収益										
有価証券評価益										
有価証券売却益										
有価証券評価損										
投資有価証券評価益										
投資有価証券売却益										
投資有価証券評価損										
手のひきのサービス活動外取引										
サービス活動外取引額計(4)										
支払利息										
社会保険料徴収済業務借入金支払利息										
有価証券評価損										
有価証券売却損										
基本利益評価損										
投資有価証券評価損										
投資有価証券評価損										
積立外取引評価損										
手のひきのサービス活動外費用										
サービス活動外費用計(5)										
常勤用賃借料(6)=(3)+(4)+(5)										
施設運営等助成金収益										
施設運営等助成金取崩額										
長期運営資本借入元金の償還寄附金収益										
固定資本取崩額										
医療施設運営資本取崩額										
事業区分間借入金収益										
事業区分間固定資本移管収益										
手のひきの常勤用賃借料										
特別費用計(8)										
基本給金額										
賃俸評価損										
賃俸評価損										
手当評価損										
手当評価損										
医療施設運営資本取崩額		△××		△××		△××				
固定資本取崩額										
医療施設運営資本取崩額										
手のひきの賃俸金取崩額										
手のひきの賃俸金取崩額										
手のひきの手当取崩額										
手のひきの手当取崩額										
特別費用計(9)										
特別削減額(10)=(8)-(9)										
定期削減額(11)=(1)+(10)										
定期削減額(12)=(1)+(11)										
当期上期活動損益差額(13)=(11)+(12)										
基本利潤額(14)										
手のひきの純利金取崩額(15)										
手のひきの純利金取崩額(16)										
次期超過活動損額(17)										
手のひきの次期超過活動損額(18)										

		(何)事業区分 事業活動内訳表 (自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日					
		(単位:円)					
勘定科目		(1)期初	(2)期末	(3)増減	合計	当期取引高額	事業活動の合計
サービス活動収益の部	介護保険事業収益 老人福祉事業収益 児童福祉事業収益 保健事業収益 就労支援事業収益 障害支援事業収益 生活介護事業収益 医療事業収益 退職年金事業収益 (自)取扱 (何)取扱 経常賃借料附帯収益 その他の原資						
	サービス活動収益(1)						
費用の部	人手費 事務費 教育支援事業費用 保育事業費用 退職年金事業費用 (何)費用 利潤者負担額減額 因縁補助金等特別積立金取崩額 貸倒損失額 貸倒引当金額 微収不発 微収不発引当金額 その他の費用	△×××	△×××	△×××	△××	△××	△××
	サービス活動費用計(2)						
サービス活動外収益の部	サービス活動外収益(3)=(1)-(2)						
費用の部	借入金利子補償金収益 受取利息収益 社会福祉券換出進業路借入金支利息 有価証券評価益 有価証券評価損 基準財産評価益 投資有価証券評価益 投資有価証券評価損 賃貸事業収益 その他のサービス活動外収益						
	サービス活動外収益計(4)						
特別積立金の部	支払利息 社会福祉券換出進業路借入金支利息 有価証券評価損 基準財産評価損 投資有価証券評価損 投資有価証券評価損 賃貸事業収益 その他のサービス活動外費用						
	特別積立金(5)						
特別積立金の部	特別積立金(6)=(5)-(4)						
費用の部	施設整備補助金収益 施設整備補助金費用 定期清算資金入金元金償還寄附金収益 因縁補助金取崩額 因縁補助金費用 奉公区分賃貸金収益 奉公区分賃貸金費用 奉公区分賃貸金資産管理費用 奉公区分賃貸金資産管理損失 その他の特別積立金	△×××	△×××	△×××	△××	△××	△××
	特別積立金計(8)						
三款の部	特別積立金(9)=(10)-(8)						
積立金の部	前回繰越活動積立金(12)						
活動積立金の部	当期繰越活動積立金増減額(13)=(11)+(12)						
積立金の部	基本金繰取額(14)						
その他の割立取崩額(15)							
積立金の部	その他の割立取崩額(16)						
積立金の部	(17)=(13)+(14)+(15)+(16)						

※ 本様式は、勘定科目的大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

		(何)事業区分 事業活動計算書 (自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日		
		(単位:円)		
勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動収益の部	介護保険事業収益 施設介護料収益 介護報酬収益 利用者負担金収益(公費) 利用者負担金収益(一般) 店宅介護料収益 介護予防料収益 介護報酬収益 介護負担金収益 (利用者負担金収益) 介護負担金収益(公費) 介護負担金収益(一般) 介護予防負担金収益(公費) 介護予防負担金収益(一般) 地被者着昼夜介護料収益 (介護報酬収益) 介護報酬収益 介護負担金収益 (利用者負担金収益) 介護負担金収益(公費) 介護負担金収益(一般) 介護予防負担金収益(公費) 介護予防負担金収益(一般) 居宅介護直接介護料収益 介護予防直接介護料収益 介護予防・日常生活支援総合事業収益 事業費収益 事業費収益(公費) 事業費収益(一般) 利得者等利得料収益 施設サービス利用料収益 店宅介護サービシス利用料収益 地域密着型介護サービス利用料収益 食事収益(一般) 食事収益(特定) 居住費収益(公費) 居住費収益(一般) 居住費収益(特定) その他の利用料収益 補助金事業収益(公費) 補助金事業収益(一般) (医療等検査料) 老人事業収益 精神事業収益 事務費収益 事業費収益 その他の利用料収益 運送事業収益 管理費収益 その他の利用料収益 補助金事業収益(公費) 補助金事業収益(一般) その他の事業収益 (医療等検査料) 受託事業収益(公費) 受託事業収益(一般) その他の事業収益 (医療等検査料) 老人事業収益 精神事業収益 事務費収益 事業費収益 その他の利用料収益 運送事業収益 管理費収益 その他の利用料収益			
	サービス活動収益(1)			
費用の部	介護保険事業費用 施設介護料費用 介護報酬費用 利用者負担金費用(公費) 利用者負担金費用(一般) 店宅介護料費用 介護予防料費用 介護報酬費用 介護負担金費用 (利用者負担金費用) 介護負担金費用(公費) 介護負担金費用(一般) 介護予防負担金費用(公費) 介護予防負担金費用(一般) 地被者着昼夜介護料費用 (介護報酬費用) 介護報酬費用 介護負担金費用 (利用者負担金費用) 介護負担金費用(公費) 介護負担金費用(一般) 介護予防負担金費用(公費) 介護予防負担金費用(一般) 居宅介護直接介護料費用 介護予防直接介護料費用 介護予防・日常生活支援総合事業費用 事業費費用 事業費費用(公費) 事業費費用(一般) 利得者等利得料費用 施設サービス利用料費用 店宅介護サービシス利用料費用 地域密着型介護サービス利用料費用 食事費用(一般) 食事費用(特定) 居住費費用(公費) 居住費費用(一般) 居住費費用(特定) その他の利用料費用 補助金事業費用(公費) 補助金事業費用(一般) (医療等検査料) 老人事業費用 精神事業費用 事務費費用 事業費費用 その他の利用料費用 運送事業費用 管理費費用 その他の利用料費用 補助金事業費用(公費) 補助金事業費用(一般) その他の事業費用 (医療等検査料) 受託事業費用(公費) 受託事業費用(一般) その他の事業費用 (医療等検査料) 老人事業費用 精神事業費用 事務費費用 事業費費用 その他の利用料費用 運送事業費用 管理費費用 その他の利用料費用			
	サービス活動費用(2)			

その他の事業収益	
兌當社事業収益	
措置費収益	
事務費収益	
事業費収益	
私的契約の利用料収益	
その他利用料収益	
補助金事業収益(公費)	
補助金事業収益(一般)	
受託事業収益(公費)	
受託事業収益(一般)	
その他の事業収益	
保育園給付費収益	
施設型保育費収益	
利用者負担金収益	
特例施設給付費収益	
特例施設型保育費収益	
利用料収益	
地域型保育給付費収益	
利用者負担金収益	
特例地域型保育給付費収益	
利用料収益	
施設型保育給付費収益	
利用者負担料収益	
利用者負担料収益(公費)	
利用者負担料収益(一般)	
その他の料金料収益	
私的契約料収益	
その他の事業収益	
補助金事業収益(公費)	
補助金事業収益(一般)	
受託事業収益(公費)	
受託事業収益(一般)	
その他の事業収益	
就労支援事業収益	
(何)事業収益	
障害福祉サービス等事業収益	
自立支援給付費収益	
介護給付費収益	
特別障害者支援費収益	
訓練等給付費収益	
特例訓練等給付費収益	
特例相談支援給付費収益	
特例地域相談支援給付費収益	
計画的支援給付費収益	
特例相談支援給付費収益	
障害者施設給付費収益	
障害児施設給付費収益	
特例障害児通所給付費収益	
障害児入所給付費収益	
障害児通所給付費収益	
特例障害児相談支援給付費収益	
利用者負担金収益	
補助給付費収益	
特定障害者特別給付費収益	
特例障害児障害者特別給付費収益	
特例障害児通所給付費収益	
特の費用収益	
その他の事業収益	
補助金事業収益(公費)	
補助金事業収益(一般)	
受託事業収益(公費)	
受託事業収益(一般)	
その他の事業収益	
(保険等査定額)	
生活保護事業収益	
措置費収益	
事務費収益	

事業費収益	
授産事業収益	
(何)事業収益	
介護者事業収益	
その他の事業収益	
利用者の事業収益	
補助金事業収益(公費)	
補助金事業収益(一般)	
受託事業収益(公費)	
受託事業収益(一般)	
その他の事業収益	
(保険等査定額)	
医療事業収益	
入院診療費収益(公費)	
入院診療費収益(一般)	
室料差額収益	
外診療費収益(公費)	
外診療費収益(一般)	
保育料防衛料収益	
受託検査・施設利用収益	
訪問看護料費収益(公費)	
訪問看護料費収益(一般)	
訪問看護料料収益	
訪問看護料料料収益	
訪問看護料料料料収益	
訪問看護料料料料料収益	
その他他の利用料収益	
補助金事業収益(公費)	
補助金事業収益(一般)	
受託事業収益(公費)	
受託事業収益(一般)	
その他の事業収益	
(何)収益	
経常費寄附金収益	
その他の収益	

人件費	サービス活動収益計(1)
役員報酬	
役員退職慰労金	
役員退職慰労引当金繰入	
職員給料	
職員賞与	
賃借料金繰入	
非常勤職員給与	
派遣職員費	
退職給付費用	
法定福利費	
事業費	
給食費	
介護用品費	
医薬品費	
診療・療養等材料費	
保健衛生費	
医療費	
被服費	
教育娯楽費	
日用品費	
保育材料費	
本人支給金	
本会員熱費	
燃料費	
消耗器具備品費	

保険料 貨借料 教育指導費 就職支援費 葬祭費 車輢費 賃貸資産評価損 (if) 費 雜費 事務費 福利厚生費 職員会員費 社員交際費 研修研究費 事務消耗品費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運送費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 保証料 賃借料 土地・建物賃借料 租税公課 保守料 涉外費 諸会費 (if) 費 雜費 就労支援事業費用 就労支援事業取引原価 期首販売品(商品) 横割高 当期就労支援事業取引原価 当期就労支援事業仕入高 期末販売品(商品) 横割高 就労支援事業営業差賀 授産事業費用 (if) 事業費 運送・通關事業費用 事務費 (if) 費用 利用者負担額減額 減価償却費 国庫補助金等特別種立金取崩額 貸付損失額 預貯金の換入 微収不認額 微収不能額(當金織入 その他)の費用 サードパーティ活動費用計(2)	△×××	△×××
サードパーティ活動減益(3) = (1) - (2)		

サービス活動外収益計(4)			
支払利息	社会福祉連携推進業務借入金支払利息 有価証券差价損 有価証券売却損 投資有価証券差价損 投資有価証券売却損 積立資産差价損 その他のサービス活動外費用 料金等の外給食費 為替差損 退職共済事業賃貸資産評価損 退職共済預り金繰入額 差損損失		
サービス活動外費用計(5)			
サービス活動外増減差額(6) = (4) - (5)			
路線運営資金額(7) = (3) + (6)			
施設整備等補助金収益			
施設整備等補助金収益			
設備資金借入金全額還付補助金収益			
施設整備等補助金収益			
施設整備等補助金収益			
設備資金借入金全額還付寄附金収益			
長期運営資金借入金全額還付寄附金収益			
固定資産の賃料収益			
(1) 固定資産の賃料収益			
車輪運搬具売却益			
器具及び備品売却益			
(2) 貸付益			
事業区分借入金益			
施設区分借入金益			
事業区分固定資産移管収益			
拠点区分固定資産移管収益			
その他の貸付収益			
貸倒損失金戻入益			
徴取不能引当金戻入益			
特別収益計(8)			
基金組入れ額			
資産評価損			
固定資産の賃料損失			
車輪運搬具売却損			
器具及び備品売却損			
その他の固定資産売却損			
国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)			
国庫補助金等特別積立金取崩額			
特別費用計(9)			
特別収益額(10) = (8) - (9)			
当期活動増減差額(11) = (7) + (10)			
前期繙過活動増減差額(12)			
基金取崩額(13) = (11) + (12)			
基金取崩額(13) = (11) + (12)			
子の種(14)積立て金取崩額(15)			
(14)積立て金取崩額			
子の種(14)積立て金立替額(16)			
(16)積立て金立替額			
次期繙過活動増減差額(17) = (13) + (14) + (15) - (16)			

※ 本様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。
※ 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。
なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。

第三号第一様式(第二十七条第四項関係)

法人单位貸借対照表

令和 年 月 日現在

(单位: 亿元)

資本の部			負債の部		
	当年度末	前年度末		当年度末	前年度末
流动資産			流动負債		
現金預金 有価証券 事業未収金 未収料金 未収補助金 未収収益 受取形形 貯蔵品 医療品 診療・麻薬費等資料 給食用材料 商品・製品 仕掛品 原材料 在庫金 前払費用 前払費用 (年)決算予定社会福祉連携推進業務長期貸付金 社会福祉連携推進業務長期貸付金 定期預金 定期預金 仮払金 その他の流動資産 貸倒引当金 徴収不能引当金	△×××	△×××	短期運営資金借入金 事業未払金 支払手形 社会福祉連携推進業務短期運営資金借入金 役員等組合借入金 1年以内返済予定社会福祉連携推進業務運営資金借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金 1年以内返済予定期長期運営資金借入金 1年以内返済予定期預金 1年以内返済予定期リース債務 1年以内返済予定期役員等長期借入金 1年以内支払予定期未払金 預払費用 賃料預り金 前受金 前受収益 貯蔵品 賞与引当金 その他の流動負債		
固定資産			固定負債		
土地・建物			社会福祉連携推進業務設備資金借入金 設備資金借入金 社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 役員等長期借入金 追額給付引当金 定期預金 長期未払金 长期預り金 追額共済引り金 その他の固定負債		
その他の固定資産					
土地 建物 機械及び装置 車輛運搬具 器具及び備品 建設仮勘定 その他の資産 (何)減価償却累計額 権利 ソフトウェア 無形リース資産 投資有価証券 社会福祉連携推進業務長期貸付金 長期貸付金 追額給付引当資産 長期預り金樓立資産 定期預金等管理資産 (何)樓立資産 支払保証金 長期前払費用 その他の固定資産 貸倒引当金 徴収不能引当金	△×××	△×××	負債の部合計		
			純資産の部		
			基本金 固定補助金等特別積立金 その他の積立金 (何)積立金 次期繰回活動増減差額 (うち当期活動増減差額)		
資産の部合計			純資産の部合計		
			負債及び純資産の部合計		

* 本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。

※ 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする

第三号第二様式(第二十七条第四項關係)

貸借対照表内訳

令和 年 月 日現在

(单位：元)

勘定科目	社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部割り引去 法人合併
流动資産					
現金預金					
有価証券					
事業未収金					
未収金					
未収料賃					
未収利息					
受取手形					
貯蔵品					
医薬品					
診療・療養費等材料					
給食用材料					
商品・製品					
仕掛品					
原材料					
立替金					
前払金					
前払費用					
1年以内回収予定社会福祉連携推進業務 長期貸付金					
1年以内回収予定長期貸付金					
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金					
社会福祉連携推進業務短期貸付金					
短期貸付金					
事業区分間貸付金					
仮引き金					
その他の流動資産					
貸倒引当金	△××	△××	△××	△××	△××
徴収不能引当金	△××	△××	△××	△××	△××
固定資産					
基本財産					
土地					
建物					
建物減価償却累計額	△××	△××	△××	△××	△××
定期預金					
投資有価証券					
その他の固定資産					
土地					
建物					
構築物					
機械及び装置					
車輛運搬具					
器具及び備品					
建設仮勘定					
有形リース資産					
(有)減価償却累計額	△××	△××	△××	△××	△××
機器					
ソフトウェア					
無形リース資産					
投資有価証券					
社会福祉連携推進業務長期貸付金					
長期貸付金					
事業区分間長期貸付金					
退職給付引当資産					

長期預り金積立資産 過年度会計事業管理資産 (何)積立資産 積入保証金 長期前払費用 その他の固定資産 貸倒引当金 徴収不能引当金	△××	△××	△××	△××	△××
資産の部合計					
流动負債					
短期運営資金借入金 事業未収金 その他の未収金 支払手形 社会福祉連携推進業務短期運営資金借入金 役員等短期借入金 1年内に返済予定社会福祉連携推進業務 設備資金借入金 1年内に返済予定期借入金 1年内に返済予定期借入金 長期運営資金借入金 1年内に返済予定期運営資金借入金 1年内に返済予定期債務 1年内に返済予定期役員等長期借入金 1年内に返済予定期事業区分長期借入金 年内に返済予定期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 仮払金 賞与引当金 その他の流动負債					
固定負債					
社会福祉連携推進業務設備資金借入金 設備資金借入金 社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 退職給付引当金 役員定期懲罰引当金 長期未払金 长期預り金 退職給付引当金 その他の固定負債					
負債の部合計					
基本金 国庫補助金等特別積立金 その他の積立金 (何)積立金 次期繰回活動増減差額 (うち当期繰回活動増減差額)					
純資産の部合計					
負債及び純資産の部合計					

※ 本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。
 ※ 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。

第三号第三様式(第二十七条第四項関係)

(何)事業区分 貸借対照表内訳表

令和 年 月 日現在

(単位：円)

勘定科目	(何)概点	(何)概点	(何)概点	合計	内部取引消去	事業区分合計
流动資産						
現金預金 有価証券 事業未収金 未収取扱金 未収収益 受取手形 貯蔵品 医薬品 診療・療養費等材料 給食用材料 商品・製品 (生産用) 原材料 立替金 前払金 前払費用 1年内に回収予定期借入金 長期貸付金 1年内に回収予定期長期貸付金 1年内に回収予定期事業区分間長期貸付金 社会福祉連携推進業務短期貸付金 短期貸付金 事業区分間貸付金 概点区分間貸付金 仮払金 その他の流动資産 貸倒引当金 徴収不能引当金	△××	△××	△××	△××	△××	△××
固定資産						
基本財産						
土地 建物 機械及び装置 革輪胎機具 器具及び備品 建設仮設室 有形リース資産 (何)減価償却累計額 権利 ソフтверア 無形リース資産 投資有価証券 社会福祉連携推進業務長期貸付金 長期貸付金 事業区分間長期貸付金 概点区分間長期貸付金 退職給付引当資産	△××	△××	△××	△××	△××	△××

第三号第四様式（第二十七条第四項関係）

長期預り金積立資産 退職給付制度管理資産 (同)積立資産 差入保証金 長期預託費用 その他の固定資産 貸倒引当金 徵収不能引当金	△×××	△×××	△×××	△×××	△×
資産の部合計					
流动負債					
初期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 社会福祉連携推進業務短期運営資金借入金 人会費 役員等定期借入金 1年内返済予定社会福祉連携推進業務設備資金借入金 1年内償還予定期備蓄資金借入金 1年内償還予定期社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金 1年内償還予定期運営資金借入金 1年内償還予定期賃料 1年内償還予定期賃料等償還借入金 1年内償還予定期業区分間長期借入金 1年内償還予定期点区分間長期借入金 1年内支払予定期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金 その他の流動負債					
固定負債					
社会福祉連携推進業務設備資金借入金 設備資金借入金 社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金 长期運営資金借入金 リース債務 役員等定期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 役員定期借入金 长期預付金 退職共済預り金 その他の固定負債					
負債の部合計					
基本金 国庫補助金等特許積立金 その他の積立金 (同)積立金 次期繰入金増減差額 (うち当期繰入金増減差額)					(同)
純資産の部合計					
負債及び純資産の部合計					

※ 本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。

※ 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする

第三号第四様式(第二十七条第四項関係)			(何)拠点区分 貸借対照表 令和 年 月 日現在			(単位:)		
資産の部			負債の部			資産の部		
	当年度末	前年度末	増減			当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債				
現金預金				預託貯蓄金借入金				
有価証券				その他の未払金				
事業費収取				支票手形				
未収金				社団福祉連携推進業務長期運営資金借入金				
未収助成金				役員等報酬借入金				
未収会員料				1年以内返済予定社会福祉連携推進業務設備資金借入金				
受取手形				1年以内返済予定定期借入金				
貯蔵品				1年以内返済予定期借入金				
医薬品				1年以内返済予定期借入金				
診療料、施設費等材料				1年以内返済予定期借入金				
会員料				1年以内返済予定期借入金				
商品・製品				1年以内返済予定期借入金				
仕掛品				1年以内返済予定期借入金				
原材料				1年以内返済予定期借入金				
在庫				1年以内返済予定期借入金				
前払金				1年以内返済予定期借入金				
前払費用				1年以内返済予定期借入金				
1年内以降回収予定期借入金				1年以内返済予定期借入金				
1年内以降回収予定期貸付金				1年以内返済予定期借入金				
1年内以降回収予定期事務区分間長期貸付金				1年以内返済予定期借入金				
貸付金				1年以内返済予定期借入金				
1年内以降回収予定期事務区分間長期貸付金				1年以内返済予定期借入金				
貸付金				1年以内返済予定期借入金				
社団福祉連携推進義務短期貸付金				1年以内返済予定期借入金				
短期預付金				1年以内返済予定期借入金				
事務区分間短期貸付金				1年以内返済予定期借入金				
医療区分間短期貸付金				1年以内返済予定期借入金				
仮払金				1年以内返済予定期借入金				
その他の流動資産				1年以内返済予定期借入金				
貸倒引当金	△××	△×	△××	貸倒引当金				
徴収不能引当金	△×	△×	△×	その他の流動負債				
固定資産				固定負債				
基本財産				社団福祉連携推進業務設備資金借入金				
土地				預託貯蓄金借入金				
建物				その他の未払金				
建物減価償却累計額	△××	△×		社団福祉連携推進業務長期運営資金借入金				
定期預金				預託貯蓄金借入金				
投資有価証券				役員等長期間借入金				
その他の固定資産				事業区分間長期借入金				
建物				施設区分間長期借入金				
備修物				施設区分間長期借入金				
機械及び装置				定期給付金当金				
備品				定期給付金当金				
器具及び備品				長期未払金				
建設仮勘定				長期預り金				
有形リース資産				追加共済預り金				
(何)減価償却累計額	△×	△×		その他の固定負債				
機械及び装置				負債の合計				
リース契約				資産の部				
無形リース資産				資本金				
投資有価証券				固定資本金等特別積立金				
社団福祉連携推進業務長期貸付金				その他の積立金				
定期預金				(何)積立金				
長期預付金				次期繰越活動増減差額				
事務区分間長期貸付金				(うち当期活動増減差額)				
換算差額貸付金								
追記給付金当貯金								
定期預金立替資産								
公共共済事業暫資産								
(何)積立金								
長期前払費用								
その他の固定資産								
貸倒引当金	△×	△×	△×					
徴収不能引当金	△×	△×	△×					
資産の部合計				純資産の部合計				
				負債及び純資産の部合計				

※ 本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要なない中区分の勘定科目は省略することができる。
※ 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。